

# 有害大気汚染物質の規制について

大気汚染防止法・さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく規制

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

大気汚染防止法では早急に抑制しなければならない有害大気汚染物質を指定物質として定め、その抑制を図っています。また、さいたま市生活環境の保全に関する条例では有害大気汚染物質の発生源周辺の局所的高濃度を防止するための規制を行っています。

## 1. 規制対象物質・施設

### (1) 大気汚染防止法（法附則第9項、施行令附則第3項、第4項）

有害大気汚染物質のうち、早急に抑制しなければならないものとして[表-1]の3物質を指定物質と定めています。また、指定物質を排出する施設として、指定物質排出施設（[表-2]参照）を定めています。施設設置の届出義務はありません。

[表-1] 指定物質（大気汚染防止法施行令附則第3項）

指定物質名		
ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン

[表-2] 指定物質排出施設（大気汚染防止法施行令別表第6）

物質	番号	施設の種類	規制対象規模	備考
ベンゼン(注)	1	乾燥施設 (ベンゼンを蒸発させるもの)	送風機の送風能力 1,000 m <sup>3</sup> /時以上	
	2	コークス炉	原料処理能力20t/日以上	
	3	蒸留施設 (ベンゼンの回収の用に供するもの)	すべて	常圧蒸留施設を除く
	4	脱アルキル反応施設 (ベンゼンの製造の用に供するもの)	すべて	密閉式のものを除く
	5	貯蔵タンク	タンク容量 500kL以上	
	6	反応施設 (ベンゼンを原料として使用するもの)	処理能力 1 t/時以上	密閉式のものを除く
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	7	乾燥施設 (トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの)	送風機の送風能力 1,000 m <sup>3</sup> /時以上	
	8	混合施設 (トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの混合)	混合槽の容量 5 kL以上	密閉式のものを除く
	9	蒸留施設 (トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの精製又は回収の用に供するもの)	すべて	密閉式のものを除く
	10	洗浄施設 (トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによるもの)	空気に接する面の面積 3 m <sup>2</sup> 以上	ドライクリーニング機を除く
	11	ドライクリーニング機 (テトラクロロエチレンによるもの)	処理能力 30 kg/回以上	

(注)ベンゼン：濃度が体積百分率六〇パーセント以上のもの

※届出義務はありません。

(2) さいたま市生活環境の保全に関する条例 (条例第36条第4号、施行規則第17条、第23条)

[表-3] に示す「有害大気汚染物質」を [表-4] に掲げる業種及び規模等に該当する工場又は事業場が対象となります。施設設置の届出義務はありません。

[表-3] 規制対象の有害大気汚染物質 (さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第17条)

項	物質名	項	物質名
1	アクリロニトリル	10	トリクロロエチレン
2	エチレンオキシド	11	ニッケル化合物
3	六価クロム化合物	12	ヒ素及びその無機化合物
4	クロロエチレン (塩化ビニル)	13	1,3-ブタジエン
5	クロロホルム	14	ベリリウム及びその化合物
6	1,2-ジクロロエタン	15	ベンゼン
7	ジクロロメタン	16	ホルムアルデヒド
8	水銀及びその化合物	17	マンガン及びその化合物
9	テトラクロロエチレン		

[表-4] 有害大気汚染物質の規制対象業種等<sup>※1</sup>

(さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第23条)

業種		規模・従業員
1	金属鉱業	その年度において 事業活動に伴い取り扱う 「有害大気汚染物質」の いずれかの質量 <sup>※2</sup>  500kg 以上  かつ  常時使用する従業員数 21人以上
2	原油及び天然ガス鉱業	
3	製造業	
4	電気業	
5	ガス業	
6	熱供給業	
7	下水道業	
8	鉄道業	
9	倉庫業 (農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するもの)	
10	石油卸売業	
11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質の回収、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すもの)	
12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するもの)	
13	燃料小売業	
14	洗濯業	
15	写真業	
16	自動車整備業	
17	機械修理業	
18	商品検査業	
19	計量証明業 (一般計量証明業を除く)	
20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業)	
21	産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処分業を含む)	
22	医療業	
23	高等教育機関 (附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く)	
24	自然科学研究所	

※1 届出義務はありません。

※2 六価クロム化合物にあつてはクロム、水銀及びその化合物にあつては水銀、ニッケル化合物にあつてはニッケル、ヒ素及びその無機化合物にあつてはヒ素、ベリリウム及びその化合物にあつてはベリリウム、マンガン及びその化合物にあつてはマンガンの質量とします。

## 2. 抑制基準・規制基準

### (1) 大気汚染防止法（法附則第9項、平成9年2月6日環境庁告示第5号、第6号）

指定物質排出施設の排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる指定物質の量の許容限度（抑制基準）が定められています。[表-5]

[表-5] 指定物質抑制基準（平成9年環境庁告示第5、第6号）

物質	番号	施設の種類	規模 (排出ガス量 m <sup>3</sup> /時)	指定物質抑制基準(mg/m <sup>3</sup> )	
				H9.4.1以前設置	H9.4.2以後設置
ベンゼン	1	乾燥施設	3,000以上	100	50
			1,000以上3,000未満	200	100
	2	コークス炉	—	100 <sup>※1</sup>	100
	3	蒸留施設	1,000以上	200	100
	4	脱アルキル反応施設 <sup>※2</sup>	—	100	50
	6	反応施設 <sup>※2</sup>	3,000以上	100	50
1,000以上3,000未満			200	100	
テトラクロロエチレン	7	乾燥施設	—	500	300
	8	混合施設	—	500	300
	9	蒸留施設（精製・回収）	—	300	150
	10	洗浄施設	—	500	300
	11	ドライクリーニング機 （密閉式のものを除き、テトラクロロエチレンによるもの）	—	500	300

※1 開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く

※2 排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く

※3 浮屋根式ものを除外。容量1,000kL以上のものに適用

### (2) さいたま市生活環境の保全に関する条例（条例第37条、施行規則第22条、第23条、第41条）

敷地の境界線上での許容限度（敷地境界基準）が定められています。[表-6]

また、その測定方法は[表-7]のとおりです。

[表-6] 有害大気汚染物質の敷地境界基準（さいたま市生活環境の保全に関する条例規則別表第5）

項	有害大気汚染物質の種類	許容限度 (mg/m <sup>3</sup> )	備考
1	アクリロニトリル	0.15	
2	エチレンオキシド	0.061	
3	六価クロム化合物	0.0017	クロム及びその化合物をクロムとして
4	クロロエチレン	0.22	
5	クロロホルム	1.7	
6	1,2-ジクロロエタン	1.4	
7	ジクロロメタン	5.8	
8	水銀及びその化合物	0.00085	水銀として
9	テトラクロロエチレン	5.8	
10	トリクロロエチレン	4.6	
11	ニッケル化合物	0.034	ニッケル及びその化合物をニッケルとして
12	ヒ素及びその無機化合物	0.00011	ヒ素及びその化合物をヒ素として
13	1,3-ブタジエン	0.15	
14	ベリリウム及びその化合物	0.000068	ベリリウムとして
15	ベンゼン	0.11	
16	ホルムアルデヒド	0.021	
17	マンガン及びその化合物	0.011	マンガンとして

※許容限度は、温度が20℃であって圧力が1気圧の状態に換算した大気1立方メートルに含まれる量で、原則として30分間値とする。

[表一 7] 有害大気汚染物質の測定方法（さいたま市生活環境の保全に関する条例規則別表第5）

測定場所	<p>場所 工場又は事業場の敷地の境界線上 高さ 地上1.5m</p> <p>※当該測定場所において測定することが適当でない認められる場合は、敷地の境界線上又は境界線以遠の適切な地点において測定できる。</p>												
測定方法	<p>以下に定める方法 又は JIS-K0804 の検知管式測定器による。</p> <table border="1" data-bbox="304 344 1353 752"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 344 584 371">有害大気汚染物質の種類</th> <th data-bbox="584 344 1353 371">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 371 584 488">アクリロニトリル、クロロエチレン、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼンエチレンオキシド</td> <td data-bbox="584 371 1353 488">キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 488 584 533">六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物</td> <td data-bbox="584 488 1353 533">捕集管を用いて2-プロモエタノールとして採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 533 584 629">水銀及びその化合物</td> <td data-bbox="584 533 1353 629">ハイボリウムエアサンプラーにより採取した試料を原子吸光分析計、誘導結合プラズマ質量分析計若しくは誘導結合プラズマ発光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 629 584 674">ホルムアルデヒド</td> <td data-bbox="584 629 1353 674">捕集管を用いて金アマルガムとして採取した試料を原子吸光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 674 584 752">ホルムアルデヒド</td> <td data-bbox="584 674 1353 752">捕集管を用いてヒドラゾン誘導体として採取した試料を高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ若しくはガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能と認められる方法</td> </tr> </tbody> </table>	有害大気汚染物質の種類	測定方法	アクリロニトリル、クロロエチレン、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼンエチレンオキシド	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物	捕集管を用いて2-プロモエタノールとして採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	水銀及びその化合物	ハイボリウムエアサンプラーにより採取した試料を原子吸光分析計、誘導結合プラズマ質量分析計若しくは誘導結合プラズマ発光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	ホルムアルデヒド	捕集管を用いて金アマルガムとして採取した試料を原子吸光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	ホルムアルデヒド	捕集管を用いてヒドラゾン誘導体として採取した試料を高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ若しくはガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能と認められる方法
有害大気汚染物質の種類	測定方法												
アクリロニトリル、クロロエチレン、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼンエチレンオキシド	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法												
六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物	捕集管を用いて2-プロモエタノールとして採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法												
水銀及びその化合物	ハイボリウムエアサンプラーにより採取した試料を原子吸光分析計、誘導結合プラズマ質量分析計若しくは誘導結合プラズマ発光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法												
ホルムアルデヒド	捕集管を用いて金アマルガムとして採取した試料を原子吸光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法												
ホルムアルデヒド	捕集管を用いてヒドラゾン誘導体として採取した試料を高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ若しくはガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能と認められる方法												

### 3. 測定

#### (1) 大気汚染防止法

指定物質の排出量の測定義務はありません。

#### (2) さいたま市生活環境の保全に関する条例（条例第58条、施行規則第41条）

使用している有害大気汚染物質の濃度測定を、6月を超えない作業期間ごとに1回以上行い、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

### 4. 改善勧告・命令等

#### (1) 大気汚染防止法（法附則第10項）

市長は、人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、指定物質抑制基準を勘案して、指定物質の排出又は飛散の抑制について、必要な勧告をすることができます。

#### (2) さいたま市生活環境の保全に関する条例（条例第47条第1項、第2項）

市長は、敷地境界基準を遵守していないと認めるとき、改善等を勧告し、この勧告に従わない場合は、改善又は施設の一時停止を命令することができます。命令に従わない者等は、以下の罰則の対象になります。

#### < 罰則（さいたま市生活環境の保全に関する条例） >

違反内容	罰則
改善命令に違反した場合	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
立入検査を拒んだ場合	20万円以下の罰金
必要な報告をしなかった場合	5万円以下の罰金

## 【参考】

環境省は「指定物質」以外に、以下の物質を有害大気汚染物質等に選定し、調査・検討を進めています。（これらには抑制基準などは定められていません。）（平成22年10月15日環水大総発第101015002号環水大発第101015004号にて変更されました。）

- ① 有害大気汚染物質に該当する（又は該当する可能性がある）物質（248物質 [表-8]）
- ② 有害大気汚染物質（優先取組物質23物質[表-9]）

表-8 有害大気汚染物質に該当する（又は該当する可能性がある）物質（248物質）

物 質 名	(和 名)
1 亜鉛及びその化合物	54 p-クロロニトロベンゼン(別名：p-ニトロクロロベンゼン)
2 アクリルアミド	55 (RS)-1-p-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名：テブコナゾール)
3 アクリル酸エチル	56 2-クロロプロピオン酸
4 アクリル酸2-ヒドロキシエチル	57 クロロベンゼン
5 アクリル酸メチル	58 クロロホルム
6 アクリロニトリル	59 3-クロロ-2-メチル-1-プロペン
7 アクロレイン	60 コバルト及びその化合物
8 アセトアルデヒド	61 酢酸ビニル
9 アセトニトリル	62 酢酸2-メトキシエチル(別名：エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
10 o-アニジン	63 酸化エチレン(別名：エチレンオキシド)
11 アニリン	64 酸化プロピレン(別名：1,2-エポキシプロパン)
12 3-アミノ-1H-1,2,4トリアゾール(別名：アミトロール)	65 シアナミド
13 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	66 2,4-ジアミノアニソール
14 アンチモン及びその化合物	67 4,4'-ジアミノジフェニルエーテル
15 3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	68 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)
16 イソブチルアルデヒド	69 2-(ジエチルアミノ)エタノール
17 イソブレン	70 四塩化炭素
18 4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名：ビスフェノールA)	71 1,4-ジオキサン
19 N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名：フェナミホス)	72 1,3-ジオキソラン
20 イソプロペニルベンゼン(別名：α-メチルスチレン)	73 シクロヘキシルアミン
21 インジウム及びその化合物	74 1,2-ジクロロエタン
22 インデン[1,2,3-c,d]ピレン	75 1,1-ジクロロエチレン(別名：塩化ビニリデン)
23 2-エチルヘキサ酸	76 cis-1,2-ジクロロエチレン
24 エチルベンゼン	77 trans-1,2-ジクロロエチレン
25 エチレンイミン	78 ジクロロ酢酸
26 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名：酢酸2-エトキシエチル)	79 1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン
27 エチレンジアミン	80 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン
28 エチレンジアミン四酢酸	81 1,2-ジクロロプロパン
29 2-エトキシエタノール(別名：エチレングリコールモノエチルエーテル)	82 ジクロロプロモメタン(別名：プロモジクロロメタン)
30 エピクロヒドリン	83 o-ジクロロベンゼン
31 1,2-エポキシブタン	84 p-ジクロロベンゼン
32 2,3-エポキシ-1-プロパノール	85 ジクロロメタン(別名：塩化メチレン)
33 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	86 ジニトロトルエン
34 塩化アリル(別名：3-クロロプロペン)	87 1,6-ジニトロピレン
35 塩化第二鉄	88 1,8-ジニトロピレン
36 塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	89 ジビニルベンゼン
37 塩化ビニルモノマー(別名：クロロエチレン、塩化ビニル)	90 ジベンゾ[a,h]アクリジン
38 塩化ベンジル(別名：ベンジル=クロリド)	91 ジベンゾ[a,j]アクリジン
39 塩化メチル(別名：クロロメタン)	92 ジベンゾ[a,h]アントラセン
40 1-オクタノール	93 7H-ジベンゾ[c,g]カルバゾール
41 カテコール(別名：ピロカテコール)	94 ジベンゾ[a,e]ピレン
42 ε-カプロラクタム	95 ジベンゾ[a,h]ピレン
43 キシレン	96 ジベンゾ[a,i]ピレン
44 キノリン	97 ジベンゾ[a,l]ピレン
45 銀及びその化合物	98 N,N-ジメチルアセトアミド
46 グリオキサール	99 2,6-ジメチルアニリン
47 クリゼン(別名：ベンゾ[a]フェナントレン)	100 ジメチルアミン
48 グルタルアルデヒド	101 ジメチルジスルフィド
49 クロム及びその化合物	102 ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名：トリクロロホン又はDEP)
50 クロロアニリン	103 1,1-ジメチルヒドラジン
51 クロロ酢酸	104 3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート
52 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	105 N,N-ジメチルホルムアミド
53 クロロジプロモメタン(別名：ジプロモクロロメタン)	106 臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)
	107 臭素酸の水溶性塩
	108 水銀及びその化合物
	109 水素化テルフェニル
	110 有機スズ化合物
	111 スチレン
	112 セレン及びその化合物
	113 ダイオキシン類
	114 タリウム及びその化合物
	115 チオ尿素
	116 チオフェノール
	117 チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジンル)(別名：ダイアジノン)
	118 チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名：フェニトロチオン又はMEP)
	119 デカプロモジフェニルエーテル
	120 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.13.7]デカン(別名：ヘキサメチレンテトラミン)
	121 1,1,2,2-テトラクロロエタン
	122 テトラクロロエチレン
	123 2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン
	124 テトラヒドロメチル無水フタル酸
	125 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名：チウラム又はチラム)
	126 テレフタル酸
	127 テレフタル酸ジメチル
	128 銅及びその化合物
	129 トリエチルアミン
	130 トリエチレンテトラミン
	131 1,1,2-トリクロロエタン
	132 トリクロロエチレン
	133 トリクロロ酢酸
	134 2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン
	135 2,4,6-トリクロロフェノール
	136 1,2,3-トリクロロプロパン
	137 1,2,4-トリクロロベンゼン
	138 o-トリジン(別名：3,3'-ジメチルベンジジン)
	139 1,3,5-トリリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン
	140 トルイジン
	141 トルエン
	142 トルエンジアミン
	143 トルエンジイソシアネート(別名：トリレンジイソシアネート)
	144 ナフタレン
	145 1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート
	146 二塩酸化ジルコニウム
	147 二臭化エチレン(別名：1,2-ジプロモエタン又はEDB)
	148 ニッケル及びその化合物
	149 o-ニトロアニソール
	150 o-ニトロアニリン
	151 N-ニトロソジエチルアミン
	152 N-ニトロソジ-n-ブチルアミン
	153 N-ニトロソジ-n-プロピルアミン
	154 N-ニトロソジメチルアミン
	155 N-ニトロソ-n-メチル尿素
	156 N-ニトロソモルホリン
	157 o-ニトロトルエン

物	質	名	(和名)
158	1-ニトロピレン	190	フタル酸n-ブチル=ベンジル
159	3-ニトロフルオランテン	191	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル
160	2-ニトロフルオレン	192	ブチルヒドロキシアニソール (別名: BHA)
		193	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド
161	3-ニトロベンズアントロン	194	フッ化物 (水溶性無機化合物に限る)
162	ニトロベンゼン	195	2-ブテナール
163	ニトロメタン	196	フラン
164	二硫化炭素	197	フルオランテン
165	ノニルフェノール	198	フルオレン
166	バナジウム及びその化合物	199	2-ブロビン-1-オール
167	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'- (2-ブromo-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	200	1-ブromoプロパン
168	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	201	2-ブromoプロパン
169	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名: ジラム)	202	ブromoホルム (別名: トリブromoメタン)
170	ヒ素及びその化合物	203	ブromoメタン (別名: 臭化メチル)
171	ヒドラジン	204	ヘキサクロロベンゼン
172	ヒドロキノン	205	ヘキサメチレンジアミン
173	4-ビニル-1-シクロヘキセン	206	ヘキサメチレン=ジイソシアネート
174	2-ビニルピリジン	207	ヘキサン (別名: n-ヘキサン)
175	N-ビニル-2-ピロリドン	208	ベリリウム及びその化合物
176	ビフェニル	209	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩
177	ピペラジン	210	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名: PFOS)
178	ピリジン	211	ベンゼン
179	ピレン	212	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物
180	フェニルヒドラジン	213	ベンゾ[a]アントラセン
181	2-フェニルフェノール	214	ベンゾトリクロライド (別名: ベンジリジン=トリクロリド)
182	N-フェニルマレイミド	215	ベンゾ[a]ピレン
183	フェレンジアミン	216	ベンゾ[e]ピレン
184	p-フェネチジン	217	ベンゾ[b]フルオランテン
185	フェノール	218	ベンゾ[j]フルオランテン
186	1,3-ブタジエン	219	ベンゾ[k]フルオランテン
187	フタル酸ジアリル	220	ペンタクロロベンゼン
188	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (別名: フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))	221	ほう素化合物
189	フタル酸ジブチル (別名: フタル酸ジ-n-ブチル)	222	ポリ塩化ナフタレン
		223	ポリ塩素化ビフェニル (別名: PCB, ポリ塩化ビフェニル)
		224	ホルムアルデヒド
		225	マンガン及びその化合物
		226	無水マレイン酸
		227	メタクリル酸
		228	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル
		229	メタクリル酸メチル
		230	N-メチルアニリン
		231	メチルアミン
		232	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル (別名: カルバリル又はNAC)
		233	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル (別名: フェノブカルブ又はBPMC)
		234	3-メチルチオプロパナール
		235	1-メチルナフタレン
		236	2-メチルナフタレン
		237	4,4'-メチレンジアニリン
		238	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン) (別名: 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン)
		239	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート
		240	メチレンビス(4-フェニルイソシアネート) (別名: メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート)
		241	2-メトキシエタノール (別名: エチレングリコールモノメチルエーテル)
		242	2-メルカプトイミダゾリン (別名: エチレンチオウレア、2-イミダゾリジンチオン)
		243	モリブデン及びその化合物
		244	モルホリン
		245	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名: ジクロロボス又はDDVP)
		246	りん酸トリス(クロロエチル) (別名: りん酸トリス(2-クロロエチル))
		247	りん酸トリス(2,3-ジブromoプロピル)
		248	りん酸トリトリル

(注) リストへの掲載に際しては類似の物質はできるだけまとめて記述しています。(～類、～化合物)

表-9 有害大気汚染物質 (優先取組物質: 23物質)

物	質	名	(和名)
1	アクリロニトリル	9	1,2 ジクロロエタン
2	アセトアルデヒド	10	ジクロロメタン (別名: 塩化メチレン)
3	塩化ビニルモノマー (別名: クロロエチレン)	11	水銀及びその化合物
4	塩化メチル (別名: クロロメタン)	12	ダイオキシソ類
5	クロム及び三価クロム化合物	13	テトラクロロエチレン
6	六価クロム化合物	14	トリクロロエチレン
7	クロロホルム	15	トルエン
8	酸化エチレン (別名: エチレンオキシド)	16	ニッケル化合物
		17	ヒ素及びその化合物
		18	1,3-ブタジエン
		19	ベリリウム及びその化合物
		20	ベンゼン
		21	ベンゾ[a]ピレン
		22	ホルムアルデヒド
		23	マンガン及びその化合物

## 6. お問い合わせ先

さいたま市環境局環境共生部環境対策課  
〒330-9588      さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電話 048(829)1330  
FAX 048(829)1991